4　法第三百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　取引の種類
二　法人にあってはその代表者の氏名
三　特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務の開始の日
（事故の確認を要しない場合）
第百六十九条　法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　裁判所の確定判決を得ている場合
二　裁判所の和解が成立している場合
三　民事調停法第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
四　主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立している場合
五　弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合
六　認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続による和解が成立している場合
七　和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合
イ　当該和解の手続について弁護士又は司法書士が顧客を代理していること。
ロ　当該和解の成立により特定店頭商品デリバティブ取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円を超えないこと。
ハ　ロの支払が事故（法第二百二十一条第二項本文に規定する事故（第百十二条第三項に定めるものに限る。）をいう。以下この条から第百七十条の二までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が特定店頭商品デリバティブ取引業者に交付されていること。
八　特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第百十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。
九　特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第百十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第三百四十九条第四項に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）
2　前項第九号の利益は、第百十二条第三項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第一号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第九号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。
3　特定店頭商品デリバティブ取引業者は、第一項第九号に掲げる場合において、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百七十条の二各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。
（事故の確認申請手続）
第百七十条　法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の確認を受けようとする者は、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。

第百七十条の次に次の二条を加える。
（確認申請書の記載事項）
第百七十条の二　法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　特定店頭商品デリバティブ取引業者の氏名又は商号若しくは名称
二　事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
三　確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
イ　事故となる行為に関係した代表者等の氏名又は部署の名称
ロ　顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
ハ　事故の概要
ニ　補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
ホ　申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額
四　その他参考となるべき事項
（確認申請書の添付書類）
第百七十条の三　法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。
2　前項の規定は、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。
第百七十一条を次のように改める。
（帳簿の作成）
第百七十一条　特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第三百四十九条第四項の規定により、特定店頭商品デリバティブ取引につき、別表第六に定める帳簿を作成しなければならない。
2　別表第六に定める帳簿は、十年間保存するものとする。
第百七十二条中「前条第一項の帳簿又は同条第二項に掲げる書面」を「別表第六に定める帳簿」に、「同条第三項」を「前条第二項」に、「店頭商品先物取引業者」を「特定店頭商品デリバティブ取引業者」に改める。
第百七十三条を次のように改める。
第百七十三条　削除
第百七十五条第一項中「又は指定」を「、指定又は登録」に改め、同項第一号中「法第百七十三条第一項の承認」の下に「、法第二百四十五条の認可、法第二百七十九条第一項の認可」を加え、同項第二号中「法第百七十条第一項」を「法第百七十条第二項ただし書」に改め、「、法第二百二十六条第一項の認可、法第二百二十七条第一項の認可」を削り、「法第三百条第二項の承認、法第三百二条第一項の認可及び法第三百十二条の許可」を「法第二百四十条の二第一項の登録、法第二百五十条第一項の認可、法第二百七十七条第二項第三号の承認、法第二百八十三条第二項の認可、法第二百八十六条第二項の認可、法第二百九十六条第四項の認可、法第三百一条第二項の認可、法第三百十八条第一項の承認及び法第三百二十五条第二項の認可」に改め、同条の次に次の二条を加える。
（訳文の添付）
第百七十六条　法、令又はこの省令の規定により主務大臣、地方農政局長又は経済産業局長次条において「主務大臣等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款（定款に準ずる書類を含む。）であって、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。
（外国通貨の換算）
第百七十七条　法、令又はこの省令の規定により主務大臣等に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。